

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	クリスティーヌ・ド・ピザンの『国家論』
Sub Title	Du "livre du corps de policie" de Christine de Pizan
Author	矢吹, 久(Yabuki, Hisashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.12 (2003. 12) ,p.245- 272
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	鷲見誠一教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20031228-0245

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

クリスティーヌ・ド・ピザンの『国家論』

矢 吹 久

- 一 はじめに―問題の所在
- 二 生涯とその時代
- 三 国家論
 - (1) 有機体的国家観
 - (2) 君主
 - (3) 貴族及び騎士
 - (4) 人民
- 四 おわりに

一 はじめに―問題の所在

一四世紀後半から一五世紀前半にかけてのフランスを、中世末期の混乱と激動の時代と表現してもよいであろう。イングランドとのいわゆる「百年戦争」とそれにともなう封建諸侯の勢力の衰退、国民感情の sentiment national の形成、そして王権の伸展は近代国家形成期の状況としてあらためて指摘するまでもないが、同時期

に生じた王位の継承をめぐる抗争も、フランス国内の勢力をまさに二分する激しいものであり、かくして、この時期のフランスは、内外の困難に直面した未曾有の危機的状況として描与されることになるのである。⁽¹⁾

このような激動の時代にあつて、フランス王の周辺から同時代の諸相を考察し、それらを扱った論稿を発表した女性がクリステイーヌ・ド・ピザン Christine de Pizan (一三六四—一四二九?) である。若くして寡婦となつたために文筆家として生計を立て、文学・政治・宗教・戦争・哲学といった多分野にわたる多くの作品を残した彼女の名前は、まず何よりも、詩人として知られており、『バラード Ballade』と題されるいくつかの叙情詩は有名である。⁽²⁾

だが、クリステイーヌに対する関心は、フランス文学史の領域にとどまるものではない。『婦女の都 Cité des dames』の著者としてのその名は、フェミニズム思想の先駆者として、いわゆる「女性研究」においてはつとに有名であり、クリステイーヌを女性に対する不当な差別に言及した最初の女性著作家とか、西欧で最初のフェミニズム理論家などと評することもめずらしくない。⁽³⁾ 以上の事柄から、クリステイーヌ・ド・ピザンという名は、これまでも文学史と女性研究の分野ではよく知られていたと言ふことができるが、同時に、彼女に対する従来の関心はこの二つの面に限られるものであつたと指摘できる。

しかし、フランスの宮廷で成長し王権の変動をまのあたりにした教養のある一人の聡明な女性として、当然その関心は当時の政治社会全体に及ぶものとなり、政治的テーマを持つ多くの作品を残すことになる。『賢王シャルル五世善行武勲録 Livre des faits et bonnes meurs du sage roi Charles V』、『国家論』、『平和の書 Livre de la Paix』といった作品である。⁽⁴⁾ こういった作品についても、これまで、クリステイーヌの政治的生涯が言及され、個々の政治的作品と彼女の生きた時代状況とのつながりが明らかにされてはいる。⁽⁴⁾ とはいえ、その主題が歴史的関心の対象となることはあつても、個々の作品の政治思想的検討までは十分にはなされてはこなかったよ

うに思われる。したがって、政治思想史の文脈でクリスティーヌの名が言及されることはほとんどなく、「中世の政治思想」という限られた研究領域であつても、この女性の存在が知られているとは言えないであろう。

だが、近年において、ようやくクリスティーヌの政治思想に対する関心の高まりが感じられるようになった。

その根拠としては、彼女の代表的な政治的著作である『国家論』が初めて現代英語に翻訳されて、「ケンブリッジ政治思想史テキスト Cambridge Texts in the History of Political Thought」シリーズの一冊に加えられたこと⁽⁵⁾、同じく『国家論』が新たなテキスト・クリティークを経て刊行されたこと⁽⁶⁾、クリスティーヌの政治思想に関する国際会議 International conference on the political thought of Christine de Pizan の開催⁽⁷⁾、それらと前後してなされたいくつかの政治学的研究書の刊行⁽⁸⁾などをあげることができる。このように、従来はあまり言及されなかったクリスティーヌの政治思想に関する関心の高まりの理由としては、何よりも、政治の領域における「ジェンダー論」への注目が、前述したような、フェミニスト的著作のあるクリスティーヌへの関心へと結びつき、単なる記述への言及にとどまらない、より深い思想的検討を要請したことが指摘できるであろう。また、中世政治思想における「君主鑑」の伝統への関心などもあげられるかもしれない⁽⁹⁾。

本稿は、こういった近年の研究動向に基づきながら、クリスティーヌ・ト・ピザンの生きた政治状況をふまえた上で、彼女の政治的主著である『国家論』の内容を検討しようとするものである。ここでの主な目的は、『国家論』の構造を明らかにすることと各章における叙述内容の正確な理解であり、それはとりもなおさず、クリスティーヌの政治思想全体につながるものとなるであろう。

二 生涯とその時代

ホイジンガの『中世の秋』で描かれたこの時代は、秋の豊かな実りを示すと同時に、厳しい冬を目前にしないで光が弱まりつつある、寂しく暗い文化の「たそがれ」を思わせるものでもあった。クリステイーヌの生涯全体をおおうのはこの時期を特徴づける沈鬱な雰囲気であり、その原因は、以下のいくつかの要因によるものである。

この時期の社会状況としては、まず人口の減少が指摘される。悪天候や農作物の病気による不作、家畜の病気がさらにはそこから帰結される大飢饉によってフランスの人口は半減するが、そういった社会の疲弊をさらにベストが襲う。ヨーロッパの人口の三分の一を奪ったとされるこの伝染病は、人口の減少だけでなく、あるいはその事実によって、当時の社会構造に大きな影響を与えた。農村の疲弊、都市への人口流入によってもたらされた労働賃金の増加と物価の高騰がそれで、こういった経済的社会的変動が、ジャックリーの乱と呼ばれる大規模な農民一揆の要因となり、さらにはエチエンヌ・マルセルの反乱を引き起こすことになる。⁽¹¹⁾

一方、フランスを巻き込むキリスト教世界の混乱も、社会の不安定な気分を助長するものであった。一三七八年から一四一七年まで続く「教会大分裂」は、自ら事態を收拾できない教会の有様とそれに介入して勢力の拡大をねらう世俗権力の姿を露呈し、もはや教会あるいは教皇の権威が、社会の安定をもたらすものではなく、むしろ混乱をもたらす要因であることを明らかにした。⁽¹²⁾

こういった事態の中で、イングランドとの「百年戦争」が生じる。戦闘は、カペー王朝断絶後、イングランド王エドワード三世が王位の継承権を主張してフランスに侵入したことから始まる。イングランド軍の優勢のうちには事態は進み、一四一五年アザンクールの戦いの勝利によって北フランスを支配下に治めることとなるが、一四二九年ジャンヌ・ダルクがオルレアンを解放するやフランス軍は攻勢に転じ、シャルル七世の戴冠を経て、国内

の諸領を回復し、百年戦争は終結する。この戦争が王位継承戦争であったことは事実であるが、それはまたフランスドルの羊毛工業地帯の支配権をめぐる争いでもあった。また戦争の中から「国民感情」が形成され、さらには戦闘の終結によって中世の封建的諸関係が整理され、近代的な中央集権国家の形成が加速されたと理解される⁽¹²⁾ところである。

こういった中で、クリスティーヌの生涯に深く関わりをもつのが、賢王シャルル五世（在位一三六四—一三八〇年）である。混乱の中で王位に就き、国内の平定とイングランド軍の占領地の奪回に功績があつたこの王は、古今の英知を集積した図書館を創設した⁽¹³⁾ことでも知られている。そこに集められた書物は単なる愛好家のコレクションでも権力にものをいわせた贅沢な収集品でもなく、国家を治めるといふより実際上の必要に応じたものであつた。アリストテレスの『政治学』をはじめとして、占星術や地図製作法などに関する古典作品がフランス語に翻訳され、国王自身ならびにその顧問官たちの利用に供されたという事実がその証拠である。この図書館には、さらにギリシヤ・ローマの作品（アリストテレス、リヴィウス、オヴィディウス）やキリスト教政治思想（アウグスティヌス、ジョン・オブ・ソールズベリ、エグティウス・ロマヌス）、ルネッサンスの作品（ペトラルカ、ボツカチオ）及びそのフランス語訳、同時代の著作で作者不詳の『果樹園丁の夢 *Le Songe du Vergier*』⁽¹⁴⁾、そして俗語訳聖書などが取められていた。

また、シャルル五世の周辺には、多くのすぐれた学者・思想家が政治顧問として集められたが、その中には法学者ラウル・ド・プレール、『年代記』の作者フロワサル、『政治学』を翻訳したニコル・オレームなどがいた。そして、本稿で論じているクリスティーヌの父親トマ・ド・ピザン *Thomas de Pizan* (*Thomaso di Benvenuto da Pizzano*) もその中の一人であつた。

トマ・ド・ピザンは、一四世紀前半にボローニヤで生まれた⁽¹⁵⁾。ボローニヤ大学で医学、及び、占星学を修めた

後、ヴェネツィアで職を得、クリステイーヌは一三六四年にその地で誕生した。まもなく父トマがパリのシャルル五世の宮廷に医者及び占星学者として赴くことになったため、クリステイーヌは、フランス王の周辺で幼年期を過ごすことになる。シャルル五世治下一時的に回復された平和の中で、学問的な雰囲気にも囲まれながら、クリステイーヌは比較的平穏な生活を送り、成長した。一五歳の時に王室公証人であったエチエンヌ・ド・カステル *Etienne de Castel* と結婚し、三人の子どもをもった。

しかし、一三八〇年に国王が急死すると、クリステイーヌの人生も大きく転回する。新王シャルル六世はまだ一歳であり、先王の野心的な兄弟たちの政争の中にまきこまれ、さらには、ブルゴーニュ公ジャン（無畏公）と国王の弟オルレアン公ルイらの対立によって、フランスは事実上分割される。

こういった事態の中で、クリステイーヌは、一三八七年に父が死に、一三九〇年には夫に先立たれるが、個人的な悲劇に加えて、一三九二年にシャルル六世が発狂すると、国内の混乱は一層深まっていく。この運命の転変は、クリステイーヌの生活及び思索に大きな影響を与える。すなわち、この個人的悲しみと国家的危機の中で、クリステイーヌは自らの慰めと生計のために詩作に着手するようになり、その中で彼女の作品全体の基本的な色彩が決定されるのである。⁽¹⁶⁾

クリステイーヌが表した最初の作品は詩であり、その内容は比較的たわいのないものであるが、自らのおかれた孤独な状況を詠んだと思われる作品もある。⁽¹⁷⁾ それらが宮廷とその周辺で人気となり収入をもたらしたことで、クリステイーヌは、生計を立てる手段としての詩作を行っていくのである。

純粹に宮廷周辺の人間だけを対象としていたこの詩作がより広い知識人との交流につながるのには、『薔薇物語 *Le Roman de la Rose*』に関する彼女の発言によってであった。一三世紀に表されたこの中世文学の傑作は、一人の若者が艱難辛苦を乗り越えて一輪の薔薇を手に入れるという内容の愛の寓意文学である。⁽¹⁸⁾ 〈悦楽〉〈歡喜〉

〈美〉〈礼節〉〈気高さ〉といった抽象的な概念が擬人化されて繰り広げられるその内容は、古典文学の影響が色濃く、また中世後期のパリの知識人たちがこの物語をめぐる論争に関わったのも、イタリア・ルネッサンスの文学者への関心によるものであった。⁽¹⁹⁾ この物語は、ギョーム・ド・ロリスによって書かれた前編と、それにジャン・ド・マンが長大な詩句を付加してできた後編によって成り立っているが、後編は前編の意図を忠実に継承したのではないばかりか、哲学的博識をひけらかすものであり、クリスティーヌが論争を挑んだのはこの後編の部分である。すなわち、「すべての女性に仕え、敬え、彼女らに奉仕することに骨身を削れ」と述べたロリスとは異なり、「いまだかつて正しい女を見たためしなし」と言ったマンに対して、また、女性のもとへ通うには蕩尽や貧窮をたどり、また欺瞞が有用であるといったマンの女性蔑視的物語構成をめぐって、それを擁護するジャン・ド・モントルイユを批判し、その思想に異議を唱えたのである。⁽²⁰⁾

この論争で、クリスティーヌは、モントルイユ以外にも、パリ大学総長ジェルソン、カンブレの司教ダイイといった当代有数の思想家たちと交流をもつことになる。クリスティーヌはこの女性擁護という主題をその後も持ち続け、それは『婦女の都（一四〇五）』や、あらゆる身分の女性向きの教育論『三つの徳の書 *Le Livres des Trois Vertus*（一四〇六）』という作品となって現れる。

さて、宮廷の外に開かれた人間関係と社会への関心は、ただちに多様な内容の作品をもたらすことになり、また旺盛な執筆を彼女に促した。オルレアン公ルイに捧げられた『オテアの手紙 *L'Epistre d'Ohéa la Déesse a Hector*（一三九九）』は、彼女の最初の君主教育論（君主鑑）であり、一四〇三年には『長きはげみの道 *Le Livre de Longue Estude*』やらに一四〇四年にはブルゴーニュ公フィリップ（大胆公）のために『賢王シャルル五世善行武勳録』が書かれる。そして、自伝的な『クリスティーヌの夢想 *L'Avision Christine*』を経て、一四〇六年には『国家論』が表される。かくして、宮廷詩人から出発したクリスティーヌは、いまやフランスの政

治社会を視野に入れた著作家として自立することになったのである。⁽²¹⁾

一四〇七年一月にオルレアン公ルイが暗殺されると、フランス国内の対立は俄に激しくなる。暗殺の背後にはブルゴーニュ公ジャンがいたとされ、ブルゴーニュ派とアルマニャック派（オルレアン公の親族のアルマニャック伯の武力に依存したためそう呼ばれた）が全面的に対峙することになったのである。オルレアン公の殺害に対しては、それを正当なものだとするパリ大学教授ジャン・プティ *Jean Petit* の暴君殺害論が提示された。⁽²²⁾

この国内の分裂に乗じてフランス王位を望むイングランド王ヘンリー五世が侵攻し、アザンクールの戦いによって、シャルル六世は一四二〇年トロワの和約の締結を余儀なくされる。この和約は、ヘンリー五世をフランスの王位継承者として認めるといふ内容のものであった。それはとりもなおさず、王太子シャルル（後のシャルル七世）の王位継承権を奪うものであったが、一四二二年にヘンリー五世とシャルル六世が相次いで死去すると、残ったのはヘンリー五世の子ヘンリー六世であり、この幼年王がフランスとイングランドの名目的な国王ということになった。こういった国家的危機にもかかわらず、国内の対立は続き、アルマニャックとの対立を優先したブルゴーニュ派は、イングランドと同盟を結ぶことによってイングランドの北フランス支配を容易にした。王太子シャルルは南フランスへと逃れ、かくしてフランスは、国内統一の希望もないまま、南北に事実上分裂したのであった。

このような国家を窮地から救い出したのがジャンヌ・ダルクである。一四二九年にオルレアンを解放すると、王太子シャルルをランスで即位させ、占領されていた諸都市を奪回することでフランス軍の劣勢を一举に挽回し、それによってフランス軍は一四五三年に最終的な勝利を得ることになるのである。

クリステイーヌは、こういった時局の冷静な観察者でもあった。一四一〇年に表した『フランスの難事についての嘆き *Lamentacion sur les Maux de la France*』は、ベリー公ジャンへの手紙という形式で、内乱の惨害と

平和の意義について記している。そして、その主題はさらに王太子シャルルに捧げられた『平和の書』によって強く主張されることになる。また、戦乱のためにパリを逃れポワシーの修道院に入った後、フランス軍の反攻とシャルル七世の戴冠を見た最晩年には『ジャンヌ・ダルク賛歌 La Ditié de Jeanne d'Arc (一四二九)』を表してその行動に歓喜しながら、⁽²³⁾クリスティーヌはまもなくその激動の生涯を閉じたのであった。

三 国家論

これまでに述べたように、クリスティーヌ・ド・ピザンの作品の多くは、困難な時局と結びついた極めて政治的主題をもつものであった。本章では、彼女の政治的主著である『国家論』の記述内容とその意義を、政治思想史の文脈で論ずることにしたい。⁽²⁴⁾

(一) 有機体的国家観

『国家論 Le Livre du corps de policie』は、その表題が顕著に示すように、国家を人体に見立てた有機体的国家観あるいは国家有機体説に基づく政治社会論である。冒頭で全体の構成が明らかにされ、「本書は、徳 *vertus* と礼節 *meurs* について述べたものであり、以下の三部から成る。第一部は君主 *princes*、第二部は騎士 *chevaliers* 及び貴族 *nobles*、第三部は人民全体 *université de tout le peuple* の検討に宛てられる」と述べられる。⁽²⁵⁾ そして、それに続く第一部一章では次のようにその国家観が提示されるのである。

これら三つの身分は、ブルタルコスの言葉によれば生きた身体 *corps vit* のように一つの政治体 *policie* であらねばなりません。ブルタルコスは、皇帝トラヤヌスに宛てた手紙の中で、国家 *la chose publique* を人体になぞらえておりました。そこでは王あるいは女王が支配者 *souverains* であるという意味で頭 *chief* の位置を占め、彼らから個々の地

位が発するのですが、それはちょうど、人間の悟性から肢体の外的行為が生じると同じ訳なのです。騎士と貴族は手や腕の位置を占めます。人間の腕が労働に耐えるだけ強靱であらねばならないのと同じように、彼らは君主の法と国家を守るという責務を担わなければなりません。彼らが手でもあるというのは、手が有害な物質を取りのぞくように、彼らも有害で無益な物事を脇に押しやらなければなりません。もう一つの人民は、胴体や足や脚のぞくようなものです。胴体は、頭や肢体が用意してくれるものを受け入れますが、それは、後で明らかにするように、君主や貴族の活動が国全体への愛 *amour publicque* に帰すべきなのと同じことです。そして、脚や足が人体を支えているように、農夫が他の諸身分を支えているのです。⁽²⁶⁾

ローマ皇帝トラヤヌス宛のプルタルコスの手簡に言及している点で、この記述は、一二世紀の思想家ジョン・オブ・ソールズベリーの国家観を想起させる⁽²⁷⁾。国家有機体説の論者としてまず名前のあがるジョンが、その政治的主著『ポリクラティクス *Politicus*』の第五巻で、プルタルコスの手簡（その存在自体がジョンの創作であるとも言われる）に言及しているからである。ここでは、トラヤヌス帝の徳が讃えられるとともに、徳の重要性をトラヤヌスに教えた皇帝宛のプルタルコスの手簡が存在するとして、その内容が要約され、そして、国家を人体にたとえた有名な比喩が示されるのである。

プルタルコスが述べているように、国家 (*res publica*) は一種の身体 (*corpus*) であって、神の恩寵の恵みによって生命を与えられ、最高の衡平の命令によって動かされ、一種の理性の舵によって導かれる……。

(中略)

国家における頭 (*caput*) の位置は、神にのみそして地上において神の位置に立つて行動する人びとにのみ服従する君主 (*princeps*) によって占められる。それはちょうど身体において頭が魂によって動かされ支配されるのと同じことである。心臓の位置は元老院によって占められ、そこから善悪の行為の端緒がはじまる。眼と耳と舌は属州の裁判官と長官によって求められる。手は役人と兵士に対応する。君主を常に補佐する人びとは脇腹に譬えられる。財務官と記

録官（私は囚人を監督する人びとを指しているのではなく、国家の記録係を指している）は胃と腸に相應する。もし過食のあまりそれらが膨張しすぎると、さまざまな癒し難い疾病が重なり、身体全体を壊す虞れがある。さらに、足は絶えず土に繋がれている農民に該当する。それらは頭の特別な配慮と用心を必要とする。なぜなら身体を支えながら、地の上を歩いている間、それらは石に躓いたりするので、援助と保護を必要とするが、身体全体の重みを引き上げ、支え、動かすのはまさしくそれら足にほかならないからである。⁽²⁸⁾

さて、全体の構造にはジョンの影響が見られるとして、クリスティーヌの有機体的な国家観には、どのような特徴があると言えるであろうか。二人の議論を比べると、ジョンの場合には、国家の諸機関が人体の各部位にたとえられるように、その比喩は細部に及んでいる。一方、クリスティーヌの場合に、国家の機関としてあげられるのは、君主、貴族あるいは騎士、人民の三つであり、それぞれが頭、手や腕、胴体や脚や足にたとえられる。一見したところ、クリスティーヌのそれは中世に伝統的な三身分構造を越えていない。ジョンの場合にも、元老院のように同時代の組織として不明なものもあるが、全体的に見れば、国家の諸機関と人体の部位との対応は、具体的でそれぞれの機関の役割を適切に表現しており、個々の比喩が正確なイメージを喚起するような記述となっている。役に立たない国王の側近たちを脇腹にたとえた宮廷批判も巧みである。それに対して、クリスティーヌの場合には、明確なイメージがわくのは頭にたとえられた君主だけで、あるいは、せいぜいのところが、足の位置を与えられた農夫（人民の一部）ぐらいである。具体的な職位は検討されなければかりか、対応が不明瞭な箇所もあるように思われる。

クリスティーヌの有機体的国家観に見られるこの論点はどのように理解すべきなのか。それは『ポリクラティクス』の部分的かつ不完全な模倣にすぎないのであるか。

この点に関しては、ジョンの「人体の比喩」の解釈をめぐる議論が参考になる。ジョンの描く国家像は、国家

有機体説の歴史の中でも比類なきほどに詳細なものであった。したがって、その有機体説は「国家の解剖学的分析」と解釈されてきた。⁽³⁰⁾「人間の職務の差異と分化の重要性を強調する」ものとしての意義を指摘されてきたのである。これに対して、ジョンが人体の隠喩を使って何を主張したかったのかに着目した際に唱えられたのが「国家の生理学的モデル」であり、解剖学的分析のように人体の各器官の差異と独自性を際立たせることをめざすよりも、諸器官が共通の目的に向かって協働していることを強調しているのだ、という解釈である。⁽³¹⁾ 自分の生きた一二世紀イングランド王国を政治体として「不健康」とみなし、国家を構成する各部分の「協調的調和」こそが国家のあるべき姿であるとして描いて見せたのがジョンの有機体説だということである。

この観点からクリスティーヌの有機体説を解釈すればどういうことになるであろうか。前章で述べたように、一五世紀前半のフランスは国家的危機にあった。その中で、宮廷の周辺から政治社会について考察したクリスティーヌにとつての最重要課題は、国家の統一とそのための王権の強化であったはずである。その場合に、国家を有機体としてとらえることは、国家を分析するためではなく、困難な状況を打破するために、諸機関の協働によって力を統合する必要性を示すためなのである。したがって、国家の細部まで検討しなくとも、人体の隠喩によって国家の一体感を強調し、その中で頭の優位性を示すことだけでクリスティーヌには十分であり、それ以上の冗長な議論はむしろ不必要なものであったと言えるであろう。この意味で、クリスティーヌの国家有機体説は、外見的にはジョンの議論と異なるように見えるとしても、そこに見いだせる意図は同じく緊迫した政治状況にあったジョンのそれに近いものであったと解釈できるのではないか。

ジョンが「国家」を表すのに、中世でしばしば用いられていた *civitas* や *regnum* ではなく *res publica* という用語を用いたのも、彼が国家を君主から農民に至る全体から成りその「健康」のために存在する政治社会であると考えたからに他ならないように、⁽³²⁾ クリスティーヌが「国家」を表現するときに採用したのも、*regnum* に相

当し地域王政を表す royaume ではなく、ジョンが用いた res publica のフランス語訳である chose publique であつたという事実もそれを物語っていると云えるであらう。⁽³³⁾ その点で res publica (国家) を res populi (人民のもの) とし「全体の利益」のために存在するものと位置づけて、ジョンに大きな影響を与えたキケロの名が、クリスティーヌの『国家論』の中でもしばしば言及されるのは偶然ではないのである。⁽³⁴⁾

このように国家有機体説を用いることによつてめざしたものがジョンと共通であつたとしても、各身分の役割に関してはクリスティーヌに固有な主張が見られる。具体的な内容は後で論じるとして、ここではその概略を示しておくことにしよう。

まず、先に引用した人体の隱喩においては、君主は頭にたとえられ、そこから個々の地位が發するとされた。すなわち、頭が身体の各器官を動かす精神の源と位置づけられているのである。そこには、教会人ジョンの場合のような、頭(君主)に対する魂(聖職者)の優位という論点はない(それどころか、聖職者は第三の身分に分類される)。君主は至高 sovereign の存在であり、シャルル五世に対する賛辞に示されるような、正統なフランス王による国家の統一こそがクリスティーヌの最も望むものである。⁽³⁵⁾

また、ジョンの場合のように心臓にたとえられる職位は想定されず、腕にたとえられ「戦う人」を表現する騎士も君主の法と国を守るといふ任務を与えられる。国内の混乱・無秩序、イングランド人による不正な占領、王位継承権をめぐる争いといった事態を前にしての騎士の役割は決定的に重要なはずであつた。

さらに、第三の身分としてあげられる人民は、足にたとえられて、人体を支えるという固有の意義が認められる。したがつて、「良き君主は家臣と人民を愛さなければなりません。われわれが話している貴族の職務も、人民を守るために設けられたものなのです」と記され、身体の他の部分から保護されるべき存在とされる。この限りでは、「足は絶えず土に繋がれている農民に該当する。それらは頭の特別な配慮と用心を必要とする。」と述べ

たジョンの議論と大差はない。どちらにおいても人民を保護するという為政者の義務が強調されるわけである。だが、「暴君殺害論」として有名なように、その義務を怠った君主の殺害が言及されることさえありうるジョンの場合とは異なり、クリスティーヌにとっては、彼女の周辺では君侯の殺害が実際に起き、「暴君殺害論」がより現実的意味をもったにもかかわらず、人民に対して説かれるのは君主への服従なのであった。

このように君主を中心とした国家の統一という目的に向かって、国家を構成する各部分を持つべき徳と礼節が各巻で論じられるのである。

(2) 君主⁽³⁶⁾

第一巻の冒頭で『国家論』全体の構成を説明した後、大きな前提として、三つの異なる身分それぞれの生活の法則にとつて「徳」こそが有益であることが述べられる。ここでは、ヴァレリウス⁽³⁷⁾、アリストテレス、アウグスティヌスの名前があげられ、人間の幸福は徳に由来すること、有徳であることは善をひきつけ悪を押しつけるすべてのものを一身のなかにもつことである、という命題が確認される。そして、「国家という身体を善く治めるためには、頭部が健康であること、すなわち有徳であることが必要なのです。もし頭部が病気ならば、身体全体がそれを感じることでしょ⁽³⁸⁾う。」と述べられ、かくして、初めに国家の頭部である君主の健康、すなわち徳についての話が始まることになる。

君主の徳に関する初めの数章は、君主の幼年時代の教育について、すなわち、君主の子供たちをどのように育て上げるべきか、そして、君主の子供たちの教育を誰に委ね、何を教えるべきか、といった主題にあてられる。この点からも明らかのように、『国家論』は、彼女の他のいくつかの作品と同様に、中世政治論に伝統的な「君主教育論」、いわゆる「君主鑑」として読まれるべき著作であり、歴史的哲学的知識に基づきながらよき君主像

を提示することによって、君主を育て導き、その君主によって国家の「健康」、すなわち、国内の安定と平和が確立されることが強く要請されているのである。⁽³⁹⁾それは、「神を愛すること」から始まって、学問、食事の内容、子供との接し方など、細部にまで及ぶものである。

こういった教育を受けて成長し位を継承した君主は、徳のある支配を行うことが求められるわけであるが、その徳は以下の三つの要点に大きくまとめられる。第一は、神を愛し畏れ、善き行いによって神に仕えること、第二は、君主は自らの利益でなく国や人民の善を大事にすること、そして第三は、正義を愛し、すべての民に公正 *equité* をなすことである。⁴⁰⁾ 第一部の以下の記述はこの三つの要点をめぐるものである。

神を愛し畏れるという論点に関しては、それは単なる内面的道徳訓を表すにとどまるのではなく、また、教会の権威に服従すること（例えば、ジョン・オブ・ソールズベリの議論では、身体の頭である王は魂である聖職者に服従すべき地位にあった）が説かれているのではない。そこで描かれるのは、当時のフランスの腐敗した教会の姿であり、それと対比させられた、敬虔なフランス王の姿である。媚び、へつらいによって昇進が決まったり、聖職者の過失が目に見える教会の状態に対して、君主には「この世における神の代理人として *come viccaire de Dieu en terre*」教会を守ることが期待される。かくして、今やフランス王は、単なる世俗世界の権力者としてだけでなく、真の信仰の擁護者として、フランスの国家的危機を回復しうる唯一の存在となるのである。

君主が自らの利益よりも国全体の利益を優先させるべきであるという議論は、アリストテレスが『政治学』のなかで「ただ支配者の利益だけを旨とす国制は凡て間違つたものであり正しい国制から逸脱したものである」と定義し、一人の権力者による正しい支配を王政、逸脱した国制を僭主政とした分類にしたがったものである。しかし、ここでの記述は、キリスト教的であり、同時に時局的でもある。すなわち、善き君主はよき羊飼いにたとえられ、羊たちを狼から守り、養い、その数を増やし、上質の羊毛を産するように配慮するのである。また、そ

のために羊飼いは、狼を追いはらい、囲いの外に出てしまう羊を連れ戻すために、忠実な犬を飼うのである。転じて、フランスの現状を考えれば、兵士たちが自国を荒らし掠奪するといった事態が生じているが、それは、狼を追うべき犬が羊を襲うことであり、必ずや神の怒りによって罰せられるものであるから、兵士たちは正しい義務を果たすべきである。また、恐怖や不安や邪心から反乱を起こそうとする人びと、すなわち、この時期に発生した民衆の反乱は、囲いから出ようとする羊に相当するとされ、それを連れ戻すのも忠実な犬である兵士の義務なのである。

このように、公共善 *bien publicque* を優先すべき君主の資質として求められるものが、寛大や *liberalité*、人情（あるいは憐れみ）、穏和さ、善良さであるが、これらの徳をめぐっては、ローマを中心とする古代の事例が豊富に提示される。

正義を守らなければならないというクリスティーヌの議論も、まずアリストテレスに倣うものであるが、そこで強調されるのは、情実に左右されないことであり、君主が賢明で慎重な助言者の意見に耳を傾けることである。そして、権力によって (*selon son pouvoir*)、その人のものをその人に返すことが正義なのであり、良い君主は家臣のふるまいを見守り、身分とは別に、相応しい人物に職位を与えるべきなのである。すなわち、思索的学問 *sciences speculatives*、哲学、自由学芸 *ars liberaux* に秀でた人間が研究者となり、君主に助言をし、君主は彼らの助言に耳を傾ける必要があるということになるのである。^(註)

最後に、こういった君主の徳に関する議論の中に挟まれた興味深い記述を指摘しておこう。それは、「どんなに穏和で優しい性質であったとしても、善き君主は怖れられ疑われなければならない」という表題をもつ第二章の記述である。クリスティーヌは、「どんな国や場所にあっても、君主が怖れられないところに真の正義はない」と言い、君主が怖れられることがいかに適切かを、ラケダイモン（スパルタ）の事例を引いて強調している

のである。マキャヴェッリの有名な命題（『君主論』第一七章）を想起させるそれらの記述は、古典古代の歴史・哲学やイタリア諸都市の現実に関する知識、直面した国家の危機、運命に流されない君主像の提示⁽⁴³⁾、「君主論」の執筆といった両者の類似性を考えたときに興味深いものである。

(3) 貴族及び騎士

第二巻は、国家の腕であり手であると表現された貴族と騎士を扱った箇所である。君主を扱った第一巻に続き、彼らの美德と礼節が論じられることになるが、要約すれば、それは彼らを騎士的行為へと導くものであり、強調されるのは公の秩序を守る責任である。冒頭ではやはり、貴族の子弟の教育を論じ、ローマ人の事例を豊富に援用しながら質素な衣食住や肉体の鍛錬、礼儀作法などを記述した後に、貴族や騎士に必要な六つの条件が順次提示されていく。それらは、①武器を大事にし正しく保つこと、②勇敢さ・大胆さ、③他者を勇気づけること、④誠実に誓約を守ること、⑤名譽を愛すること、⑥戦いにおいては賢明で巧妙であること、である。「騎士道の原則 discipline de chevalerie」という語句が何度か用いられるように、これらは「戦う人」としての騎士が身につけるべき心得である。したがって、それは中世の社会構造に対応した論証であると言えることができるが、しかし、そこで言及される事例は、古代人のそれであって、スパルタやローマの勇敢な兵士の物語や戦闘でのエピソードであり、それらを伝える歴史家、思想家たちの言葉である。ローマ人騎士 *chevalier romain* といった表現⁽⁴⁴⁾がなされ、広く兵士という意味で騎士という語が用いられている。

このような議論を展開することによって、騎士に関する議論は次第に理想の君主のあり方をめぐるそれと区別がつかなくなっていくように思われる。なぜならば、優れた騎士について論じ、戦闘での優れた指導者のあり方を論じる議論は、イングランドとの戦争や国内の内乱の中で、国家を統一する力を持つ君主の出現を期待する第

一卷の記述内容に類似していくからである。クリステイーヌが言及する古代ローマの事例の中で、軍隊の最高位の指導者が prince と表現されているのも、決して偶然ではない。ただし、その観点が強く表れすぎると、国家を人間の身体に譬えた全体の構成が崩れることになるのは明らかである。したがって、そこに露見する著者の主張は次のようなものである。すなわち、国家を構成する貴族あるいは騎士は、固有の徳を身につけることによって、強力な兵士となる必要があるが、しかし、その力を、自らの判断で用いるのではなく、あくまでも国家の統一のために発揮しなければならない。人体の頭に譬えられる君主に忠実に、あるいは、君主とほとんど一体となって行動しなければならぬのである。このような立派な騎士たちに君主は十分な報酬を与え、讃えるべきことが強く主張されるのである。⁽⁴⁶⁾

(4) 人民

人民を扱う第三巻の初めでは、あらためて有機体的な国家観が示され、「全体が結合して、完全に健康な一つの生命体を形成する」ことが再確認される。⁽⁴⁷⁾そして、それに続いてまず述べられるのは、人民を大事にしななければならないという、支配者の責務である。さらには、「人民が耐えられないほどのものを君主が要求するとき、人民は彼らの君主に不平不満を言い、不服従になつて反乱を起こすのです。この不一致の中で、彼らはみな滅びてしまいます」⁽⁴⁸⁾と記されるが、それは「暴君」に対する反乱も正統なものであると考えているかのようである。しかし、それはクリステイーヌの本意ではないであろう。なぜならば、その次の章では、いろいろな政治形態について簡単に言及し評価を下した後に、アリストテレスを引いて、「アリストテレスは『政治学』第三巻で、一人による政治、すなわち、一人の人間による統治あるいは支配が最善であると言っています。」と述べられ、さらにその後、以下のような文章が続くからである。

フランス人はとても幸福であると私は思います。トロイヤ人に由来する建国以来、その支配は、古来の年代記作者や歴史家が伝えているように、外国人君主によることはなく、代々フランス人によって行われてきました。高貴なフランス人君主によるこの支配は、人民にとって自然 *naturelle* なものになりました。そしてこのために、また、神の恩寵によって、世界の凡ての国 *Pais* や王国 *royaumes* の中でフランスの人民が最も自然で最高の愛と服従を彼らの君主に対して示しているのです。それは、他に例を見ない非常に特別な美德であり、彼らの賞賛されるべきものであって、人びとに大きな恩恵を与えているのです。⁽⁴⁹⁾

イングランド王が王位を要求し、数年後には実際にフランス王と自称して国の北部を占拠するといった事態を前にしてのこの文章は、フランス王による国家の統一を強く願うものであり、したがって、先に引いた人民の反乱を容認するような一節も、民衆の反乱によって国内が不安定になっている状況を考えれば、君主への反攻を正当化するものであるはずはなく、むしろ君主に対する警告と理解するのが妥当であろう。そう考えるとき、人民を扱った第三巻の中心的主題は、「人民が君主に対して示すべき服従」という表題を持つ第三章の内容であるように思われる。すなわち、そこで述べられるのは、まず、君主に忠実に仕えなければならないことの聖書に依拠した説明である。「上に立つ権威に従うべきである。なぜなら、神によらない権威はなく、おおよそ存在している権威はすべて神によって立てられたものだからである。」(Rom. 12-13) といった章句が引かれ、そこには、「これは善良な君主にだけ当てはまるのだなどと言える者は誰もいません」という言葉が添えられ、暴君に対する抵抗論、あるいは、「暴君殺害論」は明確に否定されるのである。⁽⁵⁰⁾ 要するに、クリスティーヌの危機感、君主が、暴君であることではなく、弱体であることなのであった。⁽⁵¹⁾

さて、広く人民と表現される共同体 *communité* は、さらに三つに区分されて、それぞれの持つべき徳が論じられ、善い生き方の範例が示される。三つの身分とは、聖職者 *clergie/clers*、都市民 *bourgeois* 及び商人

marchans、職人 *gens de mestier* 及び農夫 *laboureurs* である⁽⁵²⁾。聖職者が人民の中に分類されているのは中世の国家論としては特異であり（ジョンの場合には魂に相当した）、社会の世俗化と国王の神聖化に対応した聖職者の権威の低下を思わせる。ただし、ここでの *clergie* は聖職者と言うよりも学者であって、対象とされているのはパリ大学等の神学生であり、そこで説かれるのは、真理への愛と日々の研究における勤勉及びこの世の名譽に背を向ける態度である。そこでのクリスティーヌの言葉には、⁽⁵³⁾ 学問を志す人間への共感と暖かい助言が窺える。第二の身分のうち都市民と呼ばれるのは実際には有産者であり、彼らには何よりも重要な仕事がある。それは、貧しい人間たちが君主に反発しないように見守るという仕事であり、「貧しい人びとは一般には国家 *police* に関しては言葉においても行為においても偉大な思慮を持つものではなく、したがって、彼らは君主が定めた法令に口を出すべきではないのです⁽⁵⁴⁾」。かくして政治に参加する能力のない貧者が政治に不満を抱いて陰謀を企み、結果として国の破滅をもたらすことのないように配慮するのが有産者の責務とされるのである。ここでもくり返されるのは、君主への服従の要請とフランス王の偉大さである。すなわち、一方では君主の命令に背くことがいかに危険であるかが説かれ、そういった行為に走ったがために悲惨な結末を迎えることとなった人物の事例があげられるが、それと同時に、フランスの君主は民衆が背かなければならないような支配者ではないことがくり返されるのである。

世界のすべての民族のうちで (*de toutes les nations du monde*)、……フランスほど優しく思いやりのある君主を戴く国はありません。だからこそより進んで彼らに服従すべきなのです。

（中略）

（フランス人は）残酷さを持ち合わせていない君主の寛大さとこの民族 *nation* に属する人民の礼儀正しき、穏和さのために、キリスト教世界の国々の中でも、大層幸せに暮らしています。このようなことを身びいきで言っているのでは

ありません。私はこの国の生まれではないのですから (comme je n'en soie mie nee)⁽⁵⁵⁾。

商人と最後の身分としてあげられた職人、及び農夫が国家にとって欠かすことのできない存在であることを論証し、また、低い位階の人間を軽蔑することの不当性を論証して、『国家論』は結びを迎えるのである。

四 おわりに

本稿は、中世末期の一人の女性思想家クリスティーヌ・ド・ピザンの、これまであまり注目されてこなかった政治的著作の意義を確認した上で、彼女の政治的主著である『国家論』の内容を検討したものである。これまで述べてきたように、それは、一二世紀の思想家ジョン・オブ・ソールズベリの『ポリクラティクス』に倣って、国家を人体として表現する有機体的国家観を基本構造とするものであった。君主、貴族及び騎士、人民が身につけるべき徳を論じたそれは、表向きは、宮廷女性が示した単なる道徳論にすぎず、神への愛を中心に日々の暮らしにおける心構えを説く、中世的主題を扱った書物であるように見える。しかし、当時のフランス並びに王室が陥っていた危機的状況を考慮に入れたとき、それはまた別の様相を示すのである。すなわち、イングランド人の侵攻を防ぎ、国内の対立を克服しうる秀でた君主(シャルル五世のような)を中心として、貴族及び人民がその責務を果たし、それによって、国家の統一と安定を回復することを呼びかける、それが著者クリスティーヌ・ド・ピザンの強い願いだったのである。そこで強調されるのは、国家の構成員が互いに協力し、君主の指示に忠実に従う必要であり、フランス王家がくり返し賛美されるのも、すぐれた国王を戴く人民の幸運が説かれるのも、著者の意図を露呈するものに他ならない。それは、国家あるいは国王によって「フランス人意識」「ネイション(ナション)意識」が形成される事態を描いているとも言えるであろう。⁽⁵⁶⁾『国家論』という表題を示しある種の理

想国家像を提示しながら、国家の具体的な制度や社会構造に関する記述がなく、内面的な徳の問題に終始しているのも、古典古代から多くの範例を引いているためでもあろうが、国家の直面する危機に際して、すぐれた指導者としての君主が登場しすべてのフランス人の力を集約することが何よりも急務であると著者が考えたからであると思われる。

中世末期の変動する政治状況について思索をめぐらしたクリスティーヌ・ド・ピザンは、政治支配や政治制度、正義等に関する哲学的検討を行ったわけではなく、その限りで決して体系的な政治思想家ではない。しかし、彼女は、古典古代の思想家ならびにキリスト教思想家の作品に関する豊富な知識をもとに同時代の政治状況を論じること、より実的な政治論を提示したと言えるであろう。すなわち、クリスティーヌは、一方で理想の君主・理想の国家を客観的に論じながら、他方でその君主による国家的危機の打開を希求したのであった。それを顕著に示した作品が本稿で論じた『国家論』であり、かくして、古今の政治的叡智と同時代の政治的課題とが交差するところに成立したそれは、中世末期フランスの政治思想の一片を提示すると同時に、政治思想史の展開の中に位置づけられるものとなったのである。本稿は近年の研究に基づきながらその著作の一つを扱ったに過ぎないが、さらに他の政治的著作が検討され、クリスティーヌの政治思想全体がより明らかになったとき、これまでに十分には論じられることのなかった中世末期の政治思想史は、新たな様相を示すに違いない。

(一) 中世末期のフランスについては特に以下のものを参照した。Lewis, P. S., *Later Medieval France: The Politics*, Macmillan, 1968.

(二) 安藤・入沢・洪沢編『フランス名詩選』岩波文庫、一九九八年、一八一―二及び三六五頁。

(三) Rigaud, R., *Les idées féministes de Christine de Pisan*, Slatkine Repr., 1973; Richards, E. J. (ed.), *Reinterpreting Christine de Pisan*, Univ. of Georgia Pr., 1992, pp. 13-110, chap. 1: "Christine and the begin-

- nings of feminist thought”: A・ホブキンス『中世を生きる女たち』原書房、二〇〇二年、K・グリーンズパン『世界女性史年表』明石書店、二〇〇三年など。
- (4) 例えは、Gauvard, C., “Christine de Pisan, a-t-elle eu une pensée politique?”, *Revue Historique*, 1250 (1973), pp. 417-430. また、Bornstein, D., “Humanism in Christine de Pizan’s *Livre du Corps de Politie*”, *Les Bonne Femelles*, 3, 1975, pp. 100-115. 、『国家論』に引用された古典の研究は、Willard, Ch. C., *Christine de Pizan: Her Life and Works*, Persea Books, 1984, p. 13. については、「クリスティーヌ・ド・ピザンの作品のすべてが自伝であると述べている」と述べられている。
- (5) Forhan, K. L. (ed.), *Christine de Pizan, The Book of the Body Politic*, Cambridge Univ. Pr., 1994. なお、英訳としては、一五世紀に編まれたらわゆる中世英語版が存在する。
- (6) Kennedy, A. J. (éd.), *Christine de Pizan, Le Livre du corps de Politie*, Honore Champion, 1998. これは従来の、Lucas, R. H. (éd.), *Livre du corps de politie*, Droz, 1967 に続く二度目の刊行本である。
- (7) 一九八九年一月二〇日、ヴァージニア大学。なお、クリスティーヌ・ド・ピザン協会 Christine de Pizan Society の設立（一九九一年から）The Christine de Pizan Society Newsletter が発行されている。や、クリスティーヌの政治思想を主題とするアメリカ政治学会 (APSA) の分科会がもたれたこと（二〇〇〇年九月一日）も付加しておきたい。
- (8) クリスティーヌの政治思想を論じたものとして、特に以下の二つを記しておこう。Brabant, M. (ed.), *Politics, Gender, and Genre: The political Thought of Christine de Pizan*, Westview Pr., 1992; Forhan, K. L., *The Political Theory of Christine de Pizan*, Ashgate, 2002. なお、クリスティーヌに関する文献は以下のものに網羅されている。Kennedy, A., *Christine de Pizan: A Bibliographic Guide*, Grant & Cutler, 1994.
- (9) 柴田平三郎〈君主の鑑〉(一)ー(八)、『獨協法学』第二五号（一九八七年）ー第三七号（一九九三年）及び『中世の春ーソールズベリーのジョンの思想世界』、慶應義塾大学出版会、二〇〇二年、参照。
- (10) Jordan, W. C., *The Great Famine: Northan Europe in the Early Fourteenth Century*, Princeton Univ. Pr., 1996.

- (11) J・ダウー『エチエンヌ・マルセルのパリ革命』白水社、一九八八年。
- (12) この時期のキリスト教会内部の思想状況については、以下のものを参照されたい。矢吹久「ビエール・ダイイの統治論―公会議主義政治理論の展開」『法字研究』第六〇巻六号、一九八七年、七一―一〇四頁。
- (13) Auran, F., *Charles V: le Sage*, Fayard, 1994.
- (14) Willard, Ch. C., *op. cit.*, pp. 15-33; Forhan, K. L., *Political Theory of Christine de Pizan*, pp. 9-10.
- (15) その姓はボローニヤ近郊のピッツアーノ村に由来している。したがって pisan と表記するのは誤りであり、それは一六世紀にフランスの印刷業者がピサ Pisa と関連付けた表記をして以来の誤用なのである。Willard, Ch. C., *op. cit.*, p. 17.
- (16) 例えは、それは『運命の変遷 Le Livre de la mutacion de fortune』に示される。
- (17) 注(2)参照。
- (18) 中世を代表する寓意物語。一二三六年頃ギョーム・ド・ロリス Guillaume de Lorris が初めの四〇五八行を書き、これを未完としたジャン・ド・マン Jean de Meun (d. 1305) が残りの一七〇〇行を書き足して完成した。夢物語の枠組みの中で、主人公が「閑暇」により庭園に案内され「悦楽」「歓待」などと出会った後に蕾の「薔薇」に恋し、「拒絶」「羞恥」「嫉妬」などに阻まれ、「理性」「友人」「自然」などの長い対話の後に晴れて「薔薇」を勝ち取るまでを描く。その人気は、現存するだけで中世・ルネッサンス期の写本三二四点が知られていることから窺える。篠田勝英訳『薔薇物語』、平凡社、一九九六年。
- (19) Willard, Ch. C., *op. cit.*, pp. 73-4.
- (20) 木間瀬精三「クリステイヌ・ド・ピザンと『ばら物語論争』」『聖心女子大学論叢』一一、三六―七二頁、一九五八年。V・L・ソーニエ『中世フランス文学』白水社、一九九〇年、一三〇―一頁。
- (21) Willard, Ch. C., "Christine de Pizan: From Poet to Political Commentator", in Brabant, M. (ed.), *op. cit.*, pp. 17-32.
- (22) Coville, A., Jean Petit: *La question du tyrannicide au commencement du XVe siècle*, A. Picard, 1932. この暴君殺害論は、『ポリクラテイクス』の有名な暴君殺害論を下敷きにしたものだと言われる。Forhan, K. L.,

Political Theory of Christine de Pizan, p. 38.

- (23) それは、ジャンヌ・ダルクに関する同時代の唯一の証言である。
- (24) 『国家論』のテクストとしては、注(6)に示したA・J・ケネディのものを用いたが、K・L・フォーハンによる英訳(注5参照)も随時参照した。
- (25) Liv. I, prologue; Kennedy, A. J. (ed.), p. 1; Forhan, K. L. (ed.), p. 3.
- (26) Liv. I, ch. 1; Kennedy, A. J. (ed.), pp. 1-2; Forhan, K. L., p. 3-4.
- (27) プルタルコス『トラヤヌスの教育』という書物が存在することは確認されており、今日ではそれはジョンの創作だとする説が有力である。H・リーベシュッツ『ソールズベリーのジョン中世人文主義の世界』平凡社、一九九四年、五三頁、及び柴田前掲書、二四六頁参照。cf. Forhan, K. L., "Polycracy, Obligation, and Revolt: The Body Politic in John of Salisbury and Christine de Pizan, in Brabant, M. (ed.), *op. cit.*, pp. 33-52.
- (28) Polieraticus, V, 2; 柴田前掲書、二四〇―二四三頁。
- (29) しかし、プルタルコスの手紙に言及しながら国家を人体のアナロジーで描いたのはクリスティーヌだけではない。エギデイウス・ロマヌスがそうであったし、クリスティーヌの同時代人フィリップ・ド・メジエール Philippe de Mézière が、シャルル(六世)の教育のために書いた『年老いた巡礼者の夢想 Le Songe du vieil Pèlerin』にも同じ描写がある。さらには、ジェルソンが一四〇五年に行った説教「国王万歳 Vivat Rex」は、その他の描写も含めて、クリスティーヌの『国家論』に直接的な影響を与えたと考えられている。cf. Willard, Ch. C., *Ibid.*, pp. 177-8. それは、12世紀に生きたジョン・オブ・ソールズベリーの影響が中世を通じて大きなものであったことを示すと言えるであろう。なお、クリスティーヌに対するジェルソンの影響に関しては、Richards, E. J., "Christine de Pizan and Jean Gerson", in J. Campbell and N. Margolis(ed.), *Christine de Pizan 2000*, Rodopi, 2000, pp. 197-208.
- (30) H・リーベシュッツ前掲書、九二頁等。柴田前掲書、二五一―二五二頁参照。
- (31) 柴田前掲書、二五一―二五二頁。ここでは、C・J・ニードマンに依りながら、「政治体の解剖学的観念から生理学的観念への変化」をもたらしたところに国家有機体説の伝統の中でジョンの功績が認められている。cf. Nederman, C. J., "The Physiological Significance of the Organic Metaphor in John of Salisbury", *History of*

Political Thought, vol. Ⅲ, no. 2, 1987, pp. 211-223.

- (32) 柴田前掲書、二五五―二五六頁。
- (33) 『国家論』第三部第一章では「(中)で述べられている諸身分のすべてが十分に結びつけられ、一つとなっているのでなければ、国家 *le corps de policie* も完全に、無傷で、健康ではあり得ないのです」「一致が国家全体を維持するのです」と記述されている。Liv. III, ch. 1; Kennedy, A. J. (ed.), p. 91-2; Forhan, K. L. (ed.), p. 90-1。
- (34) 『国家論』の中でキケロ *Marcus Tullius Cicero* の名は九回あげられる。ただし、それは中世の通例に倣って *Tullius* (*Tullius*) と表現されている。
- (35) Krynen, J., *L'empire du roi, Idées et croyances politiques en France XIIIe-XVe siècle*, Gallimard, 1993, p. 200.
- (36) 後に示すように、『国家論』第一部一三章中での「君主 *prince*」という語は、他の箇所では国王以外を表わす場合がある。注(45)参照。
- (37) クリスティーンが『国家論』の中で最も頻繁に引用する人物が、ヴァレリウス *Valerius Maximus* である(第一部一三章では、ヴァレリウスをしばしば引用する理由が説明される)。その著作『重要言行録 *Facta et Dicta Memorabilia*』は、古代の思想家たちの言葉を集積したもので、中世には広く知られていた。シャルル五世の命でフランス語訳が作成され、王の死後もヘリー公によってその試みは引き継がれ、一四〇一年の暮れに完成した。Willard, Ch. C., *op. cit.*, p. 178.
- (38) Liv. I, ch. 2; Kennedy, A. J. (ed.), p. 3; Forhan, K. L. (ed.), p. 5.
- (39) Forhan, K. L., *Political Theory of Christine de Pizan*, pp. 27-44. その中で「君主鑑」の歴史的展開が概略され、クリスティーンに影響を与えた二つの著作として、『ポリクラティクス』とエギデイウス・ロマヌス『君主教育論 *De regimine principum*』が検討されている。
- (40) Liv. I, ch. 6; Kennedy, A. J. (ed.), p. 8-9; Forhan, K. L. (ed.), p. 11.
- (41) Liv. I, ch. 7; Kennedy, A. J. (ed.), p. 10; Forhan, K. L. (ed.), p. 12. この時期のフランス王が、反教會的になるのではなく、教會以上の信仰の保護者として自らを理論化することによって権力を集中していく経緯については、

以下のものを参照されたい。矢吹久「*Rex christianissimus* — 十四・五世紀フランスにおける国王信仰とその政治思想的意義」『法学研究』（慶應義塾大学）第七一巻九号、一九九八年、七五—一〇六頁。

(42) Liv. I, ch. 23: Kennedy, A. J. (ed.), p. 40; Forhan, K. L. (ed.), pp. 41-2. さらに、君主教育論においてしばしば引用されるボエティウスの『哲学の慰め』から引いた例として、やや自らの立場に引きつけたかたちでの「プラトンの哲人統治者への言及がある。「プラトンが言ったように、国家 *les choses publiques* は、賢者 *les sages* がそれを治めるか、なまなければ、統治者である君主 *les gouverneurs des princes* が学問 *sapience* を学んだ場合に、幸福になるのです。」

(43) フォーハンは、「*ペキキウエリ*は、君主が運命を打ち負かすことができる」と論じた最初の間ではなかった」と指摘している。Forhan, K. L., *Political Theory of Christine de Pizan*, p. 156.

(44) Liv. II, ch. 11. Kennedy, A. J. (ed.), p. 73; Forhan, K. L. (ed.), p. 73.

(45) Liv. I, ch. 13: “*je appelle princes yeux vaillans conquerours rommains que j'ay nommés et leurs semblables*”, Kennedy, A. J. (ed.), p. 25; Forhan, K. L. (ed.), p. 23; ch. 29: “*les princes de Rome, c'est a savoir les souverains chiefs et conduiseurs de tres grans osts*”, Kennedy, A. J. (ed.), p. 49; Forhan, K. L. (ed.), p. 50.

(46) Liv. I, ch. 29. Kennedy, A. J. (ed.), pp. 48-50; Forhan, K. L. (ed.), pp. 49-52.

(47) Liv. III, ch. 1. Kennedy, A. J. (ed.), pp. 91-2; Forhan, K. L. (ed.), pp. 90-1.

(48) Liv. III, ch. 1. Kennedy, A. J. (ed.), p. 92; Forhan, K. L. (ed.), p. 91.

(49) Liv. III, ch. 2. Kennedy, A. J. (ed.), p. 93; Forhan, K. L. (ed.), pp. 92-3. フランス人のトロイヤ起源神話に關しては、以下のものを参照されたい。矢吹久「一四・五世紀フランスにおける王の権威とエトニー意識——ネイション概念の政治思想的再検討の試み——」『法学政治学論究』（慶應義塾大学）一九号、五一—八七頁。

(50) Liv. III, ch. 3. Kennedy, A. J. (ed.), p. 94; Forhan, K. L. (ed.), p. 93.

(51) Forhan, K. L., “*Polycracy, Obligation, and Revolt*”, p. 49.

(52) Liv. III, ch. 4. Kennedy, A. J. (ed.), pp. 96-8; Forhan, K. L. (ed.), pp. 95-8.

- (53) Liv. III, ch. 6. Kennedy, A. J. (ed.), pp. 100-1; Forhan, K. L. (ed.), pp. 99-100. *フランスの bourgeois と citoyens とその表現は同義で用いられる。*
- (54) Liv. III, ch. 6. Kennedy, A. J. (ed.), p. 100; Forhan, K. L. (ed.), p. 99.
- (55) Liv. III, ch. 7. Kennedy, A. J. (ed.), pp. 102-3; Forhan, K. L. (ed.), pp. 101-2.
- (56) 「フランス人意識」については、K・L・フォーンも「フランスの政治理論家たちはフランス・ナシオンを作り出さうとしていたのである」と記している。Forhan, K. L., *Political Theory of Christine de Pizan*, p. 67. この点で、nation に関するクリスティーヌの用語法は興味深い。注(55)及び(52)参照。ただし、イタリヤ生まれのクリスティーヌが喚起する「フランス人意識」は決して盲目的愛国的なものではないという指摘もある。Richards, E. J., "French Cultural Nationalism and Christian Universalism in the Works of Christine de Pizan", in Brabant, M. (ed.), *op. cit.*, pp. 75-94.